

第1章 計画の策定にあたって

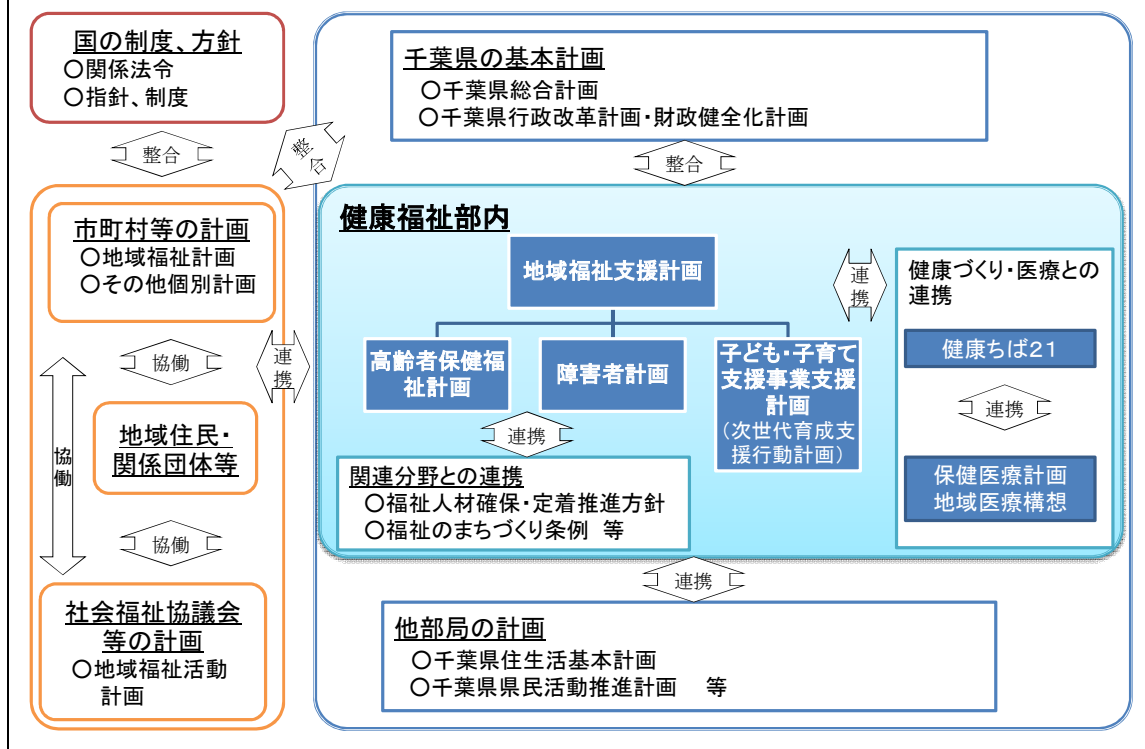
I. 千葉県地域福祉支援計画の位置付け

- 「千葉県地域福祉支援計画」は、千葉県における地域福祉推進の基本方針であるとともに、市町村支援のガイドラインです。
 - この計画では、県の地域福祉施策を推進するための共通理念と取組の方向性を示すこととし、各分野の具体的施策については、個別の計画において推進されることを基本とします。
 - また、この計画の推進に当たっては、福祉、医療、健康づくりの各計画と連携することはもちろんのこと、住まいや教育等の他分野とも連携し取り組んでまいります。
- ※ 「地域福祉支援計画」は、社会福祉法第108条により、市町村等が行う地域福祉の取組を支援するとともに、市町村と協働して地域福祉の基盤整備に取り組むため都道府県が策定するものです。（4頁参照）

II. 計画期間

- 平成27年度から平成32年度までの6年間とします。
- 計画の中間点である平成29年度を目途に、計画の進捗状況を中間的に取りまとめ、必要な場合は個別施策の見直しを図る等、計画期間中の状況変化に適切に対応します。

(図 1 - 1) 千葉県地域福祉支援計画と関係する諸計画(相関図)



Ⅲ. 近年の地域福祉関連施策の動向

- 公的な福祉サービスは、平成12年度以降、行政がサービス内容等を決定して提供する仕組み（措置制度）から、利用者が自ら福祉サービスを選択して利用する利用者本位の仕組み（契約制度）へと転換してまいりました。
また、住民に最も身近な地域において必要なサービスをきめ細かく対応できるよう、市町村を中心とした仕組みへの転換も進められ、併せて、在宅福祉の充実、自立支援の強化、サービスの提供体制の多様化といった方向で変化してきたと考えられます。
- この流れは、平成2年度の社会福祉関連8法の改正に伴う市町村の役割重視、在宅福祉の充実といった考え方を踏襲しており、平成12年度に施行された「社会福祉法」では、「福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、地域で自立した生活ができるよう支援するもの」との基本的な理念が示されました。

- その後、平成18年度には、医療、介護、障害者福祉等でも大きな制度改正があり、地域の医療・福祉整備における県、市町村の役割も飛躍的に大きくなりました。また、平成20年3月には、「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」が報告書をまとめており、地域住民のつながりを再構築し、支え合う体制を実現するための方策が検討されたところです。
- こうした中、これまで制度ごとに対応してきた社会保障制度についても一体的・抜本的な改革が始まりました。平成24年度には、社会保障制度改革推進法が制定され、以後、少子化対策、医療・介護制度等の社会保障制度について、給付の重点化及び制度の運営の効率化等も踏まえながら改革が進められているところです。
- ところで、この社会保障制度改革推進法の基本的な考え方の1つに「自助、共助及び公助が最も適切に組み合わせられるよう留意しつつ、国民が自立した生活を営むことができるよう、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてその実現を支援していくこと」とあります。

地域においては、制度の谷間にあって対応できていないケースや複合的な問題を抱えるケース等様々な課題がまだまだ残されており、住民のニーズも多様化しています。医療福祉の関連諸制度を充実させる一方で基本的な考え方にある地域の支え合いの仕組みを通じた支援は今後もますます重要となっていくと考えられます。
- 県では、これまで地域ぐるみ福祉活動推進事業など様々な事業や福祉のまちづくり条例などにより地域社会づくりに取り組んできましたが、今後とも、身近な生活課題やニーズに対応するため、地域の支え合いの仕組みづくりや、福祉を担う人材づくり、利用者が安心して利用できる基盤づくりといった取組を進めてまいりたいと考えています。

(県や国における法制度等の主な動きは資料編92頁を参照ください。)

(参考) 社会福祉法 (地域福祉関連条文の抜粋)

(福祉サービスの基本的理念)

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(都道府県地域福祉支援計画)

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
 - 2 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
 - 3 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
-